

2013年版『税務手帳』及び『税務日誌』に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正を致します。

『税務手帳』

該当箇所		正	誤
「1月の税務」の「6 24年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付)	納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を <u>1月10日までに納付、納期限の特例届出書提出者は1月21日までに納付</u>)
日記欄	1月10日	源泉所得税の納付	源泉所得税の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月分を納付、納期限の特例届出書提出者は <u>1月21日までに納付</u>)
	1月20日	年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付(前年7月から12月分、休日につき21日)	—
付録欄	108ページの2(2)納期の特例	翌年1月20日	翌年 <u>1月10日(さらに特別の承認を受けた場合には、1月20日)</u>

『税務日誌』

該当箇所		正	誤
「1月の税務」の「6 24年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付)	納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を <u>1月10日までに納付、納期限の特例届出書提出者は1月21日までに納付</u>)
日記欄	1月10日	源泉所得税の納付	源泉所得税の納付(年2回の特例適用者は前年7月から <u>12月分、納期限の特例届出書提出者は1月20日までに</u>

			<u>納付)</u>
	1月20日	年2回の特例適用者の源泉所得税の納付（前年7月から12月分、休日につき21日）	—